

福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会 介護保険事業計画部会

第4回 議事次第

日 時 令和5年8月23日（水）18:00～
場 所 天神ビル11階 11号会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 市町村特別給付等について
- (2) 2040年度（令和22年度）における介護サービス必要量及び地域支援事業の推計について
- (3) 介護サービスの基盤整備（介護医療院）について

3 報 告

- (1) 地域医療構想を踏まえた介護サービス量の見込みについて
- (2) 国における第1号保険料負担の見直しの検討状況について

4 閉 会

介護保険事業計画部会 委員名簿

令和5年8月23日現在

氏 名	団 体 名
アキタ トモコ 秋田 智子	被保険者代表（第1号）
イワキ カズヨ 岩城 和代	弁護士
キザキ ノブヨシ 鬼崎 信好	久留米大学
シバグチ サトリ 柴口 里則	公益社団法人福岡県介護支援専門員協会
タガワ フミコ 田川 布美子	被保険者代表（第2号）
トウ カズヒロ 党 一浩	福岡市小規模多機能ケアネットワーク世話人
ワタナベ ヤスノブ 渡邊 恭順	福岡市介護保険事業者協議会

(敬称略・50音別)

市町村特別給付等について

市町村特別給付・保健福祉事業 (市町村特別給付等)とは

【市町村特別給付】

- ・ 要介護者・要支援者に対し、法令で定められた保険給付(法定給付)以外に、**独自のサービス**を実施することができる。
- ・ 在宅サービスの支給限度額について、法令で定められた**支給限度額を超える額を独自に設定**することができる。

(例)おむつの支給

寝具乾燥サービス

移送サービス

配食サービス 等

【保健福祉事業】

- ・ 要介護者を現に介護している人(介護者)を支援する事業や、被保険者が要介護状態等となることを予防するための事業等を実施することができる。

(例)介護者教室

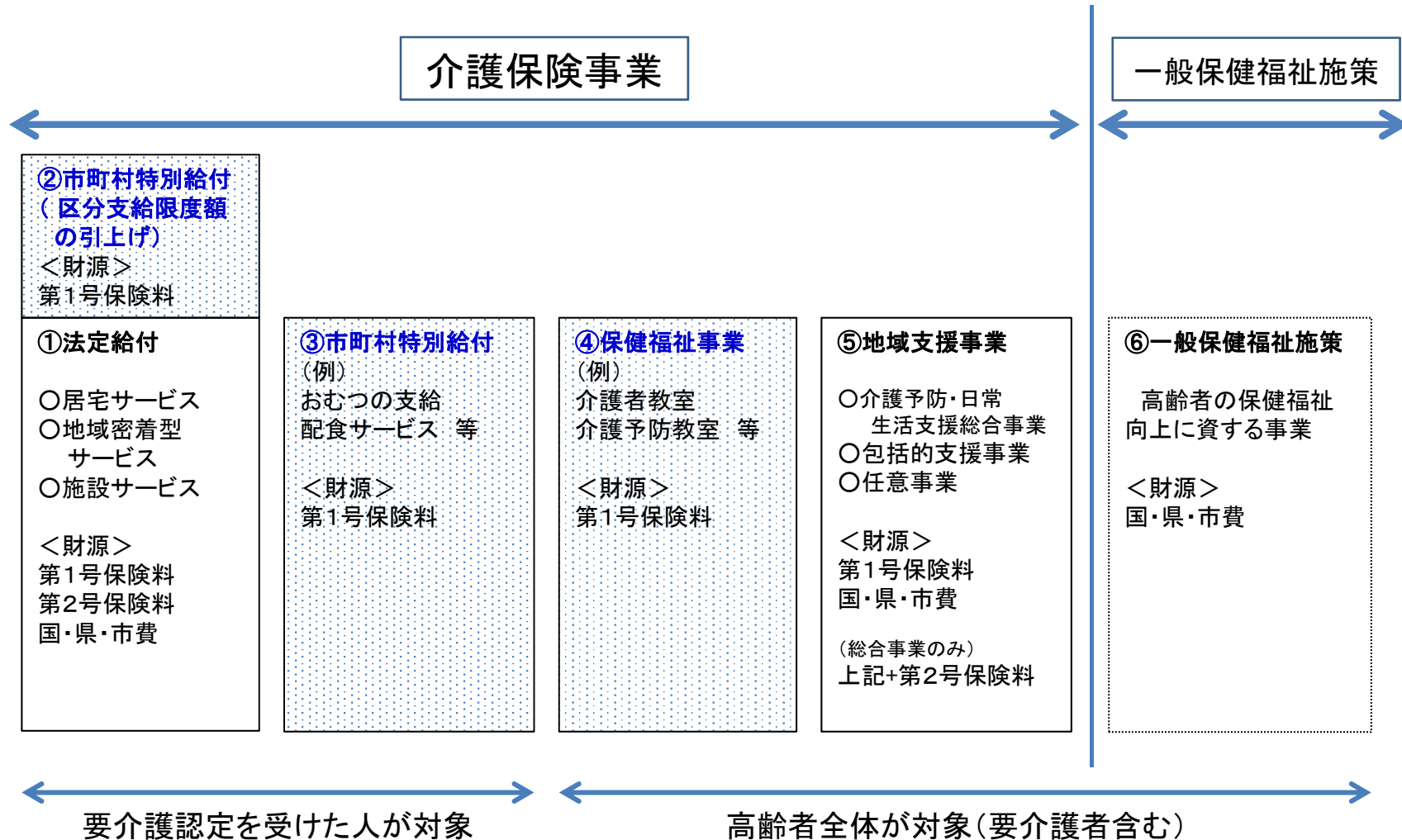
家族リフレッシュ事業

介護予防教室

健康づくり教室 等

いずれも**第1号被保険者の保険料のみ**を財源とし、実施する場合には条例で定めることとなっています。

保険給付, 市町村特別給付等の体系



※網掛け部分が市町村特別給付等

②(区分支給限度額の引上げ)以外は、おおむね⑤(地域支援事業)で代替可能
(現行の国要綱による。国要綱が改正された場合は、変更が生じる可能性がある。)

福岡市の状況, 第9期事業計画における市町村特別給付等の実施について

【福岡市の状況(第8期介護保険事業計画まで)】

福岡市では、市町村特別給付等は、地域支援事業(介護保険)又は一般施策(介護保険外)で行っている、「高齢者保健福祉事業」として実施しています。

(福岡市が行っている事業の一例)

- ・地域支援事業
おむつサービス事業、配食サービス事業、家族介護支援事業 等
- ・一般施策(介護保険外)
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業、移送サービス事業 等

【第9期事業計画における市町村特別給付等の実施について(案)】

第8期事業計画の方針を継承し、第9期事業計画でも、市町村特別給付等の実施については、地域支援事業及び一般施策で行っている高齢者保健福祉事業で行うこととします。

(参考)介護保険法抜粋

【支給限度額の引上げ】第43条第3項

市町村は、前項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、第1項の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に代えて、その額を超える額を、当該市町村における居宅介護サービス費等区分支給限度基準額とすることができる。

【市町村特別給付】第62条

市町村は、要介護被保険者又は居宅要支援被保険者(以下「要介護被保険者等」という。)に対し、前2節(=法定サービス)の保険給付のほか、条例で定めるところにより、市町村特別給付を行うことができる。

【保健福祉事業】第115条の49

市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービス及び指定居宅介護支援の事業並びに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業、被保険者が利用する介護給付等対象サービスのための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

介護給付等対象サービスの量の実績・必要見込量について

○介護給付(要介護1～5)

(単位:人)

サービス区分		R4年度 (実績)	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
在宅	訪問介護(ホームヘルプ)	12,378	13,200	13,610	14,110	22,271
	訪問入浴介護	449	490	510	530	809
	訪問看護	6,143	6,470	6,640	6,860	12,148
	訪問リハビリテーション	1,295	1,410	1,460	1,530	2,518
	居宅療養管理指導	14,171	15,360	16,030	16,740	27,122
	通所介護(デイサービス)	11,574	12,450	12,870	13,380	21,336
	通所リハビリテーション(デイケア)	4,581	4,970	5,160	5,360	8,405
	短期入所生活介護(ショートステイ)	1,917	2,110	2,200	2,320	3,786
	短期入所療養介護(ショートステイ)	172	190	200	200	440
	特定施設入居者生活介護	2,578	2,550	2,550	2,550	4,503
	福祉用具貸与	19,910	21,620	22,510	23,450	36,634
	特定福祉用具販売	307	340	350	360	560
	住宅改修	226	240	260	280	342
居宅介護支援	27,451	29,810	30,990	32,260	49,705	
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	772	1,080	1,240	1,400	1,872
	夜間対応型訪問介護	19	20	20	20	17
	認知症対応型通所介護	192	210	210	220	351
	小規模多機能型居宅介護	814	900	960	980	1,361
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	2,039	2,220	2,320	2,370	3,635
	地域密着型特定施設入居者生活介護	44	140	170	210	90
	看護小規模多機能型居宅介護	157	260	310	360	360
地域密着型通所介護	4,268	4,670	4,880	5,100	7,474	
施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)※	5,701	5,830	5,880	5,940	9,991
	介護老人保健施設	2,207	2,210	2,210	2,210	3,744
	介護医療院・介護療養型医療施設	581	680	680	680	919

※ 介護老人福祉施設には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

○予防給付(要支援1・2)

(単位:人)

サービス区分		R4年度 (実績)	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
在宅	介護予防訪問入浴介護	1	若干数	若干数	若干数	若干数
	介護予防訪問看護	915	960	970	990	1,452
	介護予防訪問リハビリテーション	187	190	200	200	282
	介護予防居宅療養管理指導	1,073	1,120	1,130	1,140	1,643
	介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	2,850	2,960	2,990	3,020	4,430
	介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	64	60	70	70	116
	介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	3	若干数	若干数	若干数	若干数
	介護予防特定施設入居者生活介護	384	380	380	380	530
	介護予防福祉用具貸与	8,495	8,850	8,960	9,060	13,177
	特定介護予防福祉用具販売	171	180	180	180	288
	介護予防住宅改修	190	190	200	200	263
	介護予防支援	10,514	10,950	11,060	11,190	16,237
	地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	1	若干数	若干数	若干数
介護予防小規模多機能型居宅介護		60	60	80	80	86
介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)		4	若干数	若干数	若干数	若干数

【令和22年度のサービス必要見込量について】

令和22年度の必要見込量は、国の地域包括ケア「見える化」システムより算出された参考値です。
施設・居住系サービスは、令和22年度を計画期間とする第14期介護保険事業計画において、要介護認定者数や入所申込の状況などを踏まえ整備目標量を定め、必要量を確保します。

地域支援事業の量の実績・量の見込み

資料2-2

区分	No.	事業名	計画量の考え方	2021 (R3)			2022 (R4)			2023 (R5)			
				計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比	
介護予防・日常生活支援総合事業	1	介護予防・生活支援サービス事業	訪問サービス	利用者数	8,240人	7,011人	85.1%	8,570人	6,861人	80.1%	8,880人	8,880人	100.0%
	2		通所サービス	利用者数	8,460人	6,882人	81.3%	8,790人	6,855人	78.0%	9,110人	9,110人	100.0%
	3		介護予防ケアマネジメント	利用者数	7,630人	6,049人	79.3%	7,940人	5,866人	73.9%	8,220人	8,220人	100.0%
	4	フレイル予防ハイリスク者支援事業 ☆	利用者数					967人			1,000人		
	5	運動から始める認知症予防教室 (R5から「フレイル予防教室」へ名称変更)	延べ参加者数	3,120人	971人	31.1%	3,190人	1,495人	46.9%	3,260人	2,800人	85.9%	
	6	生き生きシニア健康福岡21事業	延べ参加者数	79,460人	19,687人	24.8%	80,810人	36,114人	44.7%	82,260人	52,780人	64.2%	
	7	介護予防教室	参加者数	620人	343人	55.3%	630人	471人	74.8%	640人	640人	100.0%	
	8	訪問型介護予防事業	—	必要に応じ、実施									
	9	小呂島介護予防事業	延べ参加者数	190人	188人	98.9%	190人	166人	87.4%	190人	190人	100.0%	
	10	介護予防郵送啓発事業 ☆	送付数		1,867人			1,740人			6,600人		
	11	重度化防止啓発事業 ☆	利用者数					206人			250人		
	12	シニア教室等事業	延べ参加者数	200,000人	44,809人	22.4%	200,000人	75,706人	37.9%	200,000人	110,000人	55.0%	
	13	生きがいと健康づくり推進事業	延べ参加者数	23,500人	13,055人	55.6%	23,800人	18,200人	76.5%	24,100人	18,530人	76.9%	
	14	ふれあいサロン	参加者数	2,430人	2,057人	84.7%	2,470人	1,714人	69.4%	2,510人	2,510人	100.0%	
	15	高齢者元気づくり応援事業	よかトレ実践ステーションの創出数	670箇所	785箇所	117.2%	735箇所	858箇所	116.7%	800箇所	900箇所	112.5%	
	16	介護支援ボランティア事業	実活動者数	1,060人	137人	12.9%	1,080人	254人	23.5%	1,100人	470人	42.7%	
	17	地域リハビリテーション活動支援事業	利用者数	5,110人	0人	0.0%	5,200人	393人	7.6%	5,290人	3,000人	56.7%	
	18	介護予防の充実・強化事業 ☆	延べ参加者数		874人			1,009人			960人		

第9期事業計画での量の見込み		
2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
9,200人	9,430人	9,670人
9,440人	9,680人	9,920人
8,520人	8,730人	8,950人
保健事業と介護予防事業の一体的実施に移管(後期高齢者の保健事業)		
2,800人	2,800人	2,800人
53,890人	54,810人	55,630人
650人	660人	670人
必要に応じ、実施		
190人	190人	190人
19,500人	19,830人	20,130人
250人	250人	250人
112,310人	114,220人	115,930人
18,920人	19,240人	19,530人
2,560人	2,600人	2,640人
910箇所	920箇所	920箇所
1,120人	1,140人	1,160人
5,380人	5,470人	5,560人
1,003人	1,046人	1,089人

2040 (R22)
推計
14,460人
14,850人
13,410人
-
4,200人
71,760人
945人
必要に応じ、実施
190人
25,968人
250人
149,620人
23,590人
3,390人
920箇所
1,496人
6,820人
1,405人

※1 「☆」印の事業は第8期介護保険事業計画には記載していない事業

地域支援事業の量の実績・量の見込み

区分	No.	事業名	計画量の考え方	2021 (R3)			2022 (R4)			2023 (R5)		
				計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比
包括的支援事業	23	いきいきセンターふくおか運営等経費	設置箇所数	57箇所	57箇所	100.0%	57箇所	57箇所	100.0%	57箇所	57箇所	100.0%
	24	地域ネットワーク支援事業	—	各区に地域ネット支援員を配置								
	25	在宅医療・介護連携推進事業	—	社会資源情報ブックの配布、多職種連携研修会の開催、市民啓発等を実施								
	26	地域ケア会議	開催回数	700回	594回	84.9%	700回	753回	107.6%	700回	700回	100.0%
	27	認知症地域支援・ケア向上事業	—	地域支援推進員を配置								
	28	生活支援体制整備事業	—	生活支援コーディネーターを全市全圏域へ配置								
	29	認知症初期集中支援推進事業	医療・介護サービスにつながった者の割合	65%	69%	106%	65%	60%	92%	65%	65%	100%
	30	認知症カフェ設置促進事業	設置圏域数	36圏域	27圏域	75.0%	41圏域	28圏域	68.3%	47圏域	47圏域	100.0%
	31	介護に関する入門的研修	修了者数	300人	163人	54.3%	300人	248人	82.7%	300人	300人	100.0%
	32	買い物等の生活支援推進事業 ☆	支援地域数		9地域			13地域			15地域	
	33	認知症社会参加推進事業（オレンジアクティブ） ☆	事業者数									

第9期事業計画での量の見込み		
2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
57箇所	57箇所	57箇所
各区に地域ネット支援員を配置		
社会資源情報ブックの配布、多職種連携研修会の開催、市民啓発等を実施		
700回	700回	700回
地域支援推進員を配置		
生活支援コーディネーターを全市全圏域へ配置		
65%	65%	65%
53圏域	59圏域	59圏域
300人	300人	300人
17地域	19地域	21地域
10件	11件	12件

2040 (R22)
推計
日常生活圏域に応じた箇所数
各区に地域ネット支援員を配置
社会資源情報ブックの配布、多職種連携研修会の開催、市民啓発等を実施
950回
地域支援推進員を配置
生活支援コーディネーターを全市全圏域へ配置
65%
59圏域
300人
35地域

※1 「☆」印の事業は第8期介護保険事業計画には記載していない事業

地域支援事業の量の実績・量の見込み

区分	No.	事業名	計画量の考え方	2021 (R3)			2022 (R4)			2023 (R5)			第9期事業計画での量の見込み			2040 (R22) 推計
				計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	見込み	計画比	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
任意 事業	38	認知症の人の見守りネットワーク事業	登録者数	1,100人	1,002人	91.1%	1,100人	987人	89.7%	1,100人	1,100人	100.0%	1,145人	1,190人	1,235人	1,500人
	39	認知症高齢者家族介護者支援事業	利用者数	20人	9人	45.0%	20人	10人	50.0%	20人	20人	100.0%	30人	40人	50人	100人
	40	おむつサービス事業	利用者数	5,700人	5,914人	103.8%	6,000人	5,908人	98.5%	6,300人	6,210人	98.6%	6,510人	6,810人	7,110人	11,310人
	41	家族介護支援事業	利用者数	60人	21人	35.0%	60人	69人	115.0%	60人	60人	100.0%	80人	80人	80人	100人
	42	ふれあい相談員派遣事業	派遣回数	310回	0回	0.0%	310回	0回	0.0%	310回	66回	21.3%	260回	260回	260回	330回
	43	介護支援専門員資質向上事業	参加者数	180人	51人	28.3%	180人	93人	51.7%	180人	100人	55.6%	120人	120人	120人	120人
	44	居宅介護支援事業者業務支援事業	実施件数	210人	163人	77.6%	210人	195人	92.9%	210人	210人	100.0%	210人	210人	210人	210人
	45	住宅改造相談事業	相談件数	1,700人	1,549人	91.1%	1,700人	1,493人	87.8%	1,700人	1,500人	88.2%	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
	46	声の訪問事業	利用者数	710人	703人	99.0%	740人	727人	98.2%	770人	760人	98.7%	790人	820人	850人	1,270人
	47	緊急通報体制整備事業	利用者数	5,050人	4,882人	96.7%	5,100人	5,047人	99.0%	5,150人	5,250人	101.9%	5,450人	5,650人	5,850人	8,650人
	48	成年後見制度利用支援事業(高齢者)	市長申し立て件数	56人	68人	121.4%	70人	65人	92.9%	84人	78人	92.9%	94人	113人	136人	242人
49	見守り推進プロジェクト(介護特会)	通報件数	220人	213人	96.8%	227人	252人	111.0%	234人	252人	107.7%	252人	252人	252人	340人	

※1 「☆」印の事業は第8期介護保険事業計画には記載していない事業

療養病床から介護保険施設等への転換について

療養病床が介護保険施設等へ転換する場合の取り扱いについて、7/31 に国が示した第9期計画の基本指針案（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針）において見直されることとなったため、報告するとともに、介護医療院の第9期計画上の位置づけ（案）を説明するもの。

◆第8期計画まで（現行）

1 国基本指針での規定

- 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数には、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設がこれらの事業を行う施設等へ転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分は含まないものとする。
- 介護専用型特定施設入居者生活介護等に係る必要利用定員総数（混合型特定施設の必要利用定員総数を定めた場合は、その必要利用定員総数を含む。）及び介護保険施設に係る必要入所定員総数には、医療療養病床及び指定介護療養型医療施設が介護専用型特定施設入居者生活介護等を提供する施設、混合型特定施設又は介護保険施設（指定介護療養型医療施設を除く。）に転換する場合、介護老人保健施設（平成十八年七月一日から平成二十九年度末までに指定介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換して介護保健施設サービスの事業を行う施設として許可を受けたものに限る。）が介護保険施設（介護医療院に限る。）に転換する場合における当該転換に伴う利用定員又は入所定員の増加分は含まないものとする。

2 計画上の位置づけ

介護医療院の整備について、次のとおり記載

「介護医療院の整備は、介護療養型医療施設や療養病床を有する医療機関からの転換分のみとします。」

◆第9期計画

1 国基本指針での規定

- 介護療養型医療施設の有効期限が令和5年度末までとなっていること等から、国の基本指針において、療養病床から介護施設等への転換に係る総量規制の適用除外に関する記載を削除
- ※ 第9期計画期間中に医療療養病床から介護保険施設への想定外の移行の意向を把握した場合、介護療養型老人保健施設から介護医療院への想定外の移行の意向を把握した場合において、都道府県が事業者の意向、地域における高齢者のニーズ等その地域の実情、地域医療構想との整合性等を踏まえ、関係市町村の意見を聴取の上、必要入所（利用）定員総数を超えることになる指定申請を許可することは可能

2 計画上の位置づけ（案）

介護医療院の整備数は、第8期計画末の整備数と同数とし、転換に関する記載を削除

地域医療構想策定時(第7期介護保険事業計画策定時)

第9期介護保険事業計画策定時

○第7期の介護保険事業計画を策定する際、地域医療構想に伴う介護ニーズ等増分については、2025年度における追加的需要の増約30万人分を第7期末時点(2020年)に割り返し、各市町村に割当数(機械的試算)を示していた。

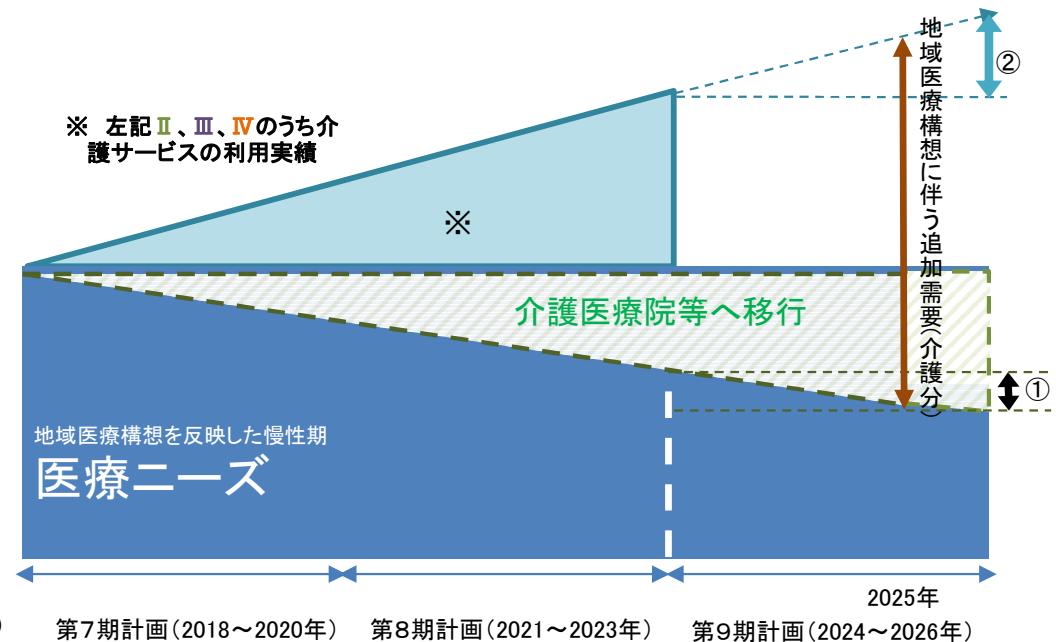
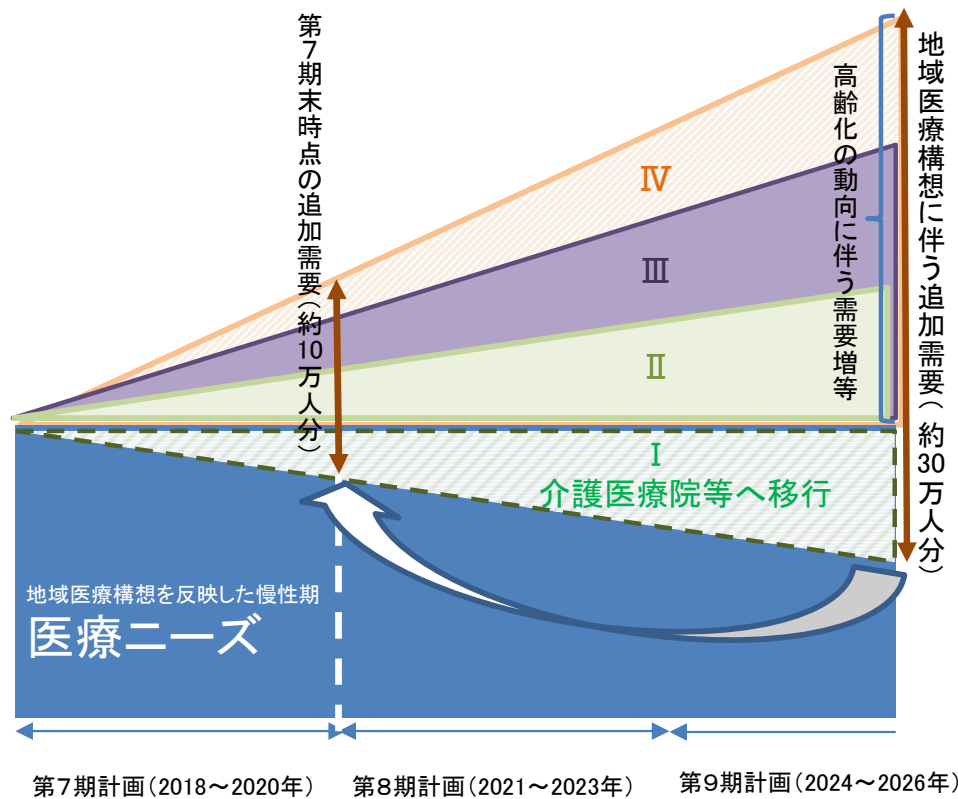
○各市町村は、介護医療院への転換意向調査の数値を下限として割当数を勘案して計画に介護施設等のサービス量を計上していた。

○第8期と同様に、転換意向調査に基づき、市町村と都道府県が連携し、高齢者の利用ニーズや医療療養病床を有する医療機関の移行の意向を把握し、医療療養病床から介護保険サービスへの移行分については意向調査により把握した2026年度末までの転換分を下限とし、第9期の介護保険サービス量の見込みに反映させることとする。(①)

(注) 地域医療構想は2025年に向けて取り組むこととなっているが、慢性期入院患者の入院受療率の地域差解消を2030年までに実施することとしている場合は、追加的需要が2030年まで生じる。

○その他の高齢化の動向に伴う需要増等については、第8期の介護サービス利用実績に反映されていることから、第8期までの傾向を2026年度まで伸ばすことで計上することを基本とし、その際、第8期までの受け皿整備の進捗状況や在宅医療等の数値も参考とすること。(②)

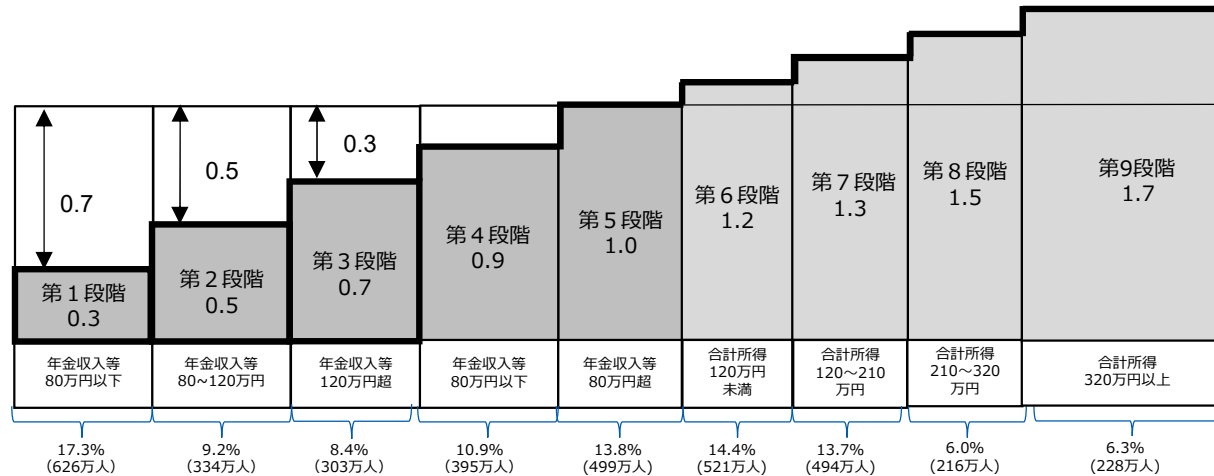
- IV 外来が受け皿
- III 在宅医療及び介護サービス(在宅サービス・居住系サービス)が受け皿
- II 老人保健施設又は特別養護老人ホーム等が受け皿
- I 既存の介護療養型医療施設や医療療養病床 から介護医療院等へ移行



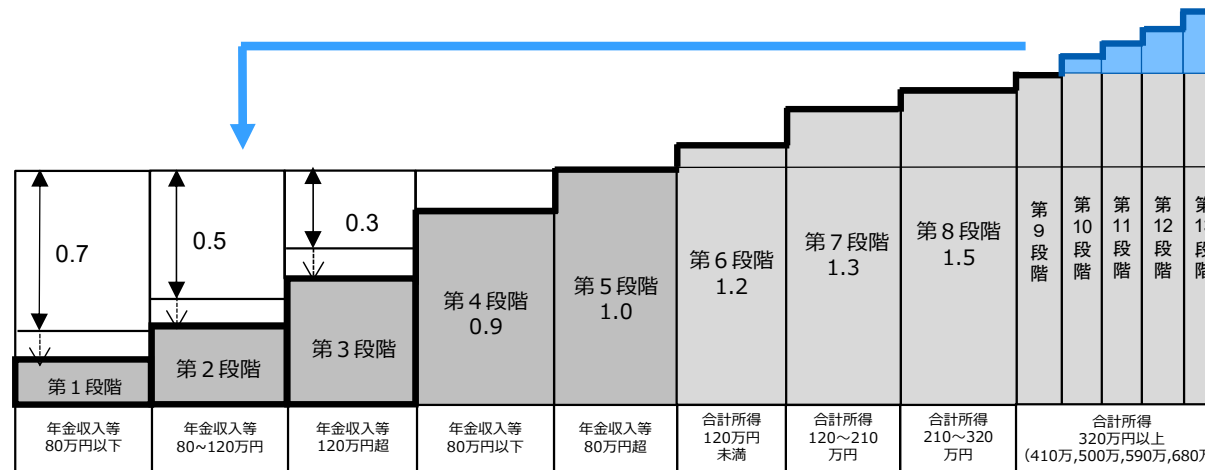
介護保険部会での議論を踏まえた見直しの例

- 1号保険料の見直しについて、具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担については、今後の介護保険部会等の議論を踏まえつつ年末までに結論を得るとされている。
- 7月10日の介護保険部会における自治体のご意見を踏まえ、保険者の第9期計画期間の保険料の検討等に資する観点から、介護保険部会での議論や既に多段階化を行っている保険者の実態を踏まえつつ、制度内の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、現段階で考えられる見直しの例を示すもの。

< 現行制度 >



< 見直し例 >



第1段階～第3段階の乗率の例

①	0.26	0.47	0.68
②	0.275	0.48	0.685
③	0.29	0.485	0.69



第9段階以上の乗率の例

A	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1
B	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
C	1.7	1.9	2.1	2.3	2.6